

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の委託契約に関し、契約書の定めるもののほか、この約款に従い、これを履行しなければならない。

(委託料)

第2条 委託者は、業務委託料を、次の各項の規定に基づき、支払うものとする。

- (1) 居場所づくり、就労準備支援及び送迎体制加算の業務委託料の合計を12で除した金額（月額102,526円）は月払いとし、受託者の請求後30日以内に支払うものとする。ただし、金額の端数は、最終月で調整する。
- (2) 前項の業務委託料のうち就労準備支援に係る経費は、次の表に基づいた倍率を乗じて算出することとする。

1か月当たりの利用者数	倍率
0人	0
1人以上	1

- (3) 委託者は、受託者が第5条第3項の検査に合格したときは、当事者会・家族会及び住民向け講習会・研修会の業務委託料を、受託者の請求後30日以内に支払うものとする。

(個人情報等の保護)

第3条 受託者は、この業務による個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号）第2条第2項第2号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）の取扱いにあたっては、次項から第7項までの規定に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならない。
- 3 受託者は、この契約による業務を遂行するために、個人情報等を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受託者は、この契約による業務を遂行するために収集し、又は作成した個人情報等が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から提供を受けた個人情報等の消滅及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該業務を遂行するため

に収集した個人情報等についても、同様とする。

7 受託者がこの契約による業務を遂行するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該指示によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(実績報告等)

第5条 受託者は、実施した委託業務内容について月ごとに報告書を作成し、実施月を経過後速やかに委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託期間の満了後速やかに完了届を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

3 委託者は、前項の規定による届出を受けた場合は、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

(違反の報告等)

第6条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(事故の措置等)

第7条 受託者は、業務の実施に伴う事故が発生し、又はそのおそれがあるときは必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。

(再委託等の禁止)

第8条 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査)

第9条 委託者は、必要があると認められるときは、受託者の業務処理状況について調査し、又は受託者に対して報告を求めることができる。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合において

は、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約の解除)

第11条 委託者は、受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが困難であると認められるときは、契約を解除することができる。

- 2 受託者は、前項により契約が解除されたときは、これによって委託者に対して与えた損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項により、受託者に損害が生じることがあっても、委託者はその損害を賠償しないものとする。

(解除の通知)

第12条 委託者は、前条により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を受託者に通知しなければならない。

(災害時等の対応)

第13条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(補則)

第14条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。